

港北区連合町内会 3月定例会

令和8年3月23日（月）午後3時00分から
港北区役所 1、2号会議室

○ 行政機関からの情報提供

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況ほか
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

港北区内の火災・救急状況について

★…広報よこはま3月号掲載 ☆…広報よこはま4月号掲載 *…広報よこはま掲載予定

議題

1 「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について (情報提供)【市連会報告】 [資料1] *

吉川 総務局緊急対策調整幹

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 新たな防災気象情報のポイント

① 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

避難行動と直結するレベルがすぐ分かり、避難判断の目安が明確になります。

＜変更例＞ (旧)「大雨警報」→ (新)「レベル3大雨警報」

② 危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

＜変更例＞ (旧)「土砂災害警戒情報」→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

(時間推移のイメージ)

数日～1日前 : レベル1 早期注意情報…災害への心構えを一段と高める

半日～数時間前 : レベル2 注意報…ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
自らの避難行動を確認

数時間～3時間前 : レベル3 警報…避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～0時間前 : レベル4 危険警報…**危険な場所から全員避難する**

※台風などにより暴風が予想される場合は、
暴風が吹き始める前に避難を完了

災害発生 : レベル5 特別警報…既に安全な避難ができず、命が危険な状況
今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

(3) 気象警報等発表区域の細分化について

① 南北に分けた理由

横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。

今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

② 細分化による変化

すべての気象警報等(大雨、土砂、高潮など)が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報(横浜市北部)」、「レベル3大雨警報(横浜市南部)」と発表されるようになります。



(4) 問合せ

総務局緊急対策課 担当：古賀、福原

TEL：671-2064 /

メール：so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp

2 第5期「ひっとプラン港北」完成の周知について（情報提供）[資料2] ☆

郷原 福祉保健課長

◆ 送付資料はありません。

第5期港北区福祉保健計画「ひっとプラン港北」（計画期間：令和8～12年度）がこの度完成しましたので、ご報告いたします。

計画の概要版等の印刷物につきましては、現在印刷中のため、あらためて4月区連会及び合同メールにてお渡しいたします。

また、計画の電子データ等につきましては、4月になりましたら港北区ホームページにて公開いたしますので、ご覧ください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おき下さい。

【単位会長】ご承知おき下さい。

(2) 問合せ

港北区福祉保健課 担当：吉田、大河原、杉村

TEL：540-2360 / FAX：540-2368 / メール：ko-fukuhoplan@city.yokohama.lg.jp

3 GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について（情報提供）【市連会報告】[資料3] ☆

萩原 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。

また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 入場チケットの販売開始

販売開始日：令和8年3月19日（木）

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時の予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

(3) 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途100円(税込み)をいただく予定です。)

(4) 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

① 学校招待

環境問題やEXPOへの興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027年4月~6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

② こども招待

市内在住の満4~18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

【来場時期】2026年9月頃(予定)

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

(5) 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日(木)に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

(6) 問合せ

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：中島、橋本

TEL：671-4627 / FAX：212-1223 / メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

4 「令和8年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について (事業説明)【市連会報告】[資料4]

吉田 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。

令和8年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 令和8年度横浜市市民活動保険補償内容（令和7年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

(3) 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。



←本市ホームページ URL

※令和8年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

(4) 問合せ

市民局地域活動推進課 担当：大内、戸田

TEL：671-3624 / FAX：664-0734 / メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

5 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について (情報提供)【市連会報告】[資料5]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。

負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 内容

① 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

② 事例紹介

※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」
～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

③ 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介

(3) 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html



横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



←二次元コード

(4) その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

(5) 問合せ

市民局地域活動推進課 担当：佐藤、笹尾

TEL：671-2317 / メール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

6 自治会町内会ポータル^①の運用開始について（情報提供）【市連会報告】[資料6]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和8年4月より、地域活動推進費補助金等のオンライン申請が可能となる、「自治会町内会ポータル」の運用を開始いたします。（従来通り、紙での申請も可能です）

利用開始時に必要となります、仮ID・パスワード及びマニュアルを送付させていただきますので、是非ご活用ください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あてに資料のほか、仮ID・パスワードとマニュアルを送付します。

定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

(2) ポータルによるオンライン申請が可能となるもの

① 補助金のオンライン申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータルの運用開始日時

令和8年4月1日（水） 午前9時

(4) 利用対象者

自治会町内会の申請手続きに関わる方等、自治会町内会で権限付与された方

※権限付与の方法等については、別紙『自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル』及び『自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル』をご確認ください。

(5) 自治会町内会ポータルコールセンター

自治会町内会ポータルの操作でお困りの際は、コールセンターにお電話ください。

① 電話番号

045-577-4295

② 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

(6) 自治会町内会ポータル ログインページ

① 横浜市ホームページを検索します。

【スマートフォンで閲覧する場合】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



② ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面 URL】 <https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



(7) 自治会町内会ポータル 操作説明会の開催について

① 日時・場所

開催日時		会場
4月24日(金)	午後2時から4時まで	港北区役所4階 1・2号会議室
4月24日(金)	午後7時から9時まで	
4月25日(土)	午前10時から12時まで	
4月25日(土)	午後1時から3時まで	

※各回全て同じ内容になります。

※出席を希望される方は、ご希望の回を下記問合せ・申込先へ電話・FAX・Emailのいずれかによりご連絡ください。【申込締切：4月20日(月)】

② 内容

自治会町内会ポータルの操作方法のほか、地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金の申請事務についても併せてご説明します。

(8) 問合せ

港北区地域振興課 担当：山口・道岡

TEL：540-2234 / FAX：540-2245 / メール：ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp

7-1 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について
(情報提供)【市連会報告】[資料7-1]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

(2) 市民局（一部総務局）令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
地域防犯カメラ設置補助金 <u>拡充</u>	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末	港北区地域振興課
自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域活動推進費補助金 <u>※ポータル申請可</u>	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	港北区地域振興課
地域防犯灯維持管理費補助金 <u>※ポータル申請可</u>	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	港北区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	港北区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金 <u>※ポータル申請可</u>	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月	港北区総務課

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：港北区地域振興課）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

(3) 令和8年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和8年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を港北区地域振興課へご提出ください。

① 申請書及び添付書類の提出期限

令和8年7月31日（金）必着

港北区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・港北区地域振興課
- ・横浜市ホームページ→



② 申請書類提出先

- ・港北区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・収支計算書（第2号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、港北区地域振興課へご相談ください。

③ 補助金交付までのスケジュール

令和8年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (港北区地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書類を港北区地域振興課へ提出
10月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和9年1月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付

④ 補助条件等

ア 補助対象の防犯カメラ

- ・公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

イ 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

ウ 補助対象経費

- ・防犯カメラの機器購入費
- ・当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

エ 補助内容

防犯カメラ1台につき補助対象経費の 10分の9 補助上限額：280,000円

オ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

⑤ 民間事業者による防犯カメラ設置の取組（参考）

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。くほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



横浜市ホームページ



(4) 令和8年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

会館へのLED照明・省エネエアコン・太陽光発電設備等の設置に補助します（補助率2/3）。すでに会館を持つ自治会町内会の半数以上にご利用いただいています。

蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

① 申請受付期間（予定）

令和8年4月1日（水）から令和8年10月末まで ※予算上限に達し次第、受付終了

② 申請までのステップ

1. 施工案作成…対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
2. 会の意思決定…自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）
3. 申請準備…「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

横浜市 会館脱炭素

検索



←「8年度版 募集案内」
二次元コード

4. 申請…横浜市住宅供給公社へEメール、郵送、公社窓口を持参（予約制）

③ 対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

・LED照明器具 ・エアコン ・断熱窓 など

④ 対象団体

会館を所有している*自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

⑤ 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先 [4月1日（水）～]

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 TEL：451-7740 受付時間：平日9時～17時

(5) LED防犯灯新規設置事業について

① 設置台数

市（18区）全体で500灯（電柱共架型）36灯（鋼管ポール）の予定

② 申請方法

自治会ポータル または 港北区地域振興課窓口・メール・郵送



←「令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引」と
申請書類はこちらからダウンロードできます。

③ 留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などのご理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

④ その他の方法で必要な灯りを確保するには

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

(6) 問合せ

（防犯関連）市民局地域防犯支援課

- ① 地域防犯カメラ設置補助金 担当：川口、片渕 TEL：671-3705
- ② LED防犯灯新規設置事業 担当：石橋、早野 TEL：671-3709
メール：h-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

（会館脱炭素化関連）市民局地域活動推進課

- ③ 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 担当：佐藤、笹尾 TEL：671-2317
メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

7-2 令和8年度自治会町内会現況届の提出及び地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について（周知依頼）[資料7-2]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和8年度 自治会町内会現況届の提出及び地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請についてご案内いたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等での周知と現況届のご提出をお願いします。

補助金は地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知の上、現況届のご提出をお願いします。補助金については利用をご検討ください。

(2) 提出期限

現況届：令和8年4月30日（木）まで

地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金：令和8年6月30日（火）まで

(3) 申請方法

自治会町内会ポータル、FAX、港北区地域振興課窓口、メール、郵送
手引き、申請様式は単位会長あて送付します。

（※郵送継続を希望しない自治会を除く）

また、以下 URL か右記二次元コードよりご確認できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/02tiikikatudouhojyo.html



(4) 提出先

港北区地域振興課 (ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp)

(5) 申請事務説明会の開催について

① 日時・場所

開催日時		会場
4月24日（金）	午後2時から4時まで	港北区役所4階1号会議室
4月24日（金）	午後7時から9時まで	港北区役所4階 1・2号会議室
4月25日（土）	午前10時から12時まで	
4月25日（土）	午後1時から3時まで	

※各町内会1名ほど、極力のご参加をお願いいたします。

※各回全て同じ内容になります。

※出席を希望される方は、ご希望の回を下記問合せ・申込先へ電話・FAX・Emailのいずれかによりご連絡ください。【申込締切：4月20日（月）】

② 内容

地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請事務のほか、自治会町内会ポータルの操作方法、町の防災組織活動費補助金の申請事務についても併せてご説明します。

(6) 地域活動推進費補助金申請にあたっての注意（※必ずご確認ください）

地区連合から他団体への分担金の交付にあたり、自治会町内会、他団体双方で使途確認ができるよう、チェックリスト（「令和8年度 地域活動推進費補助金 事務の手引」参照）に基づく運用の徹底をお願いします。

【参考】地域活動推進費補助金交付要綱より要約

※補助対象外経費：交際費、慶弔費、懇親会費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（第4条（交付基準）別表1）

※書類の適切な保管：補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類等を、「補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。（第27条（書類の整備及び保存））」

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

（例）地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

・他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体が実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

・領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

・書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

(7) 問合せ

港北区地域振興課 担当：山口・道岡

TEL：540-2234 / FAX：540-2245 / メール：ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp

7-3 「町の防災組織活動費補助金」 令和8年度交付申請及び令和7年度実績報告について（周知依頼）[資料 7-3]

吉田 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和8年度町の防災組織活動費補助金申請書及び令和7年度町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式を送付しますので、ご提出をお願いします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 事業概要

自治会町内会等で組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

(3) 交付する補助金額

申請世帯数×160円

※令和8年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数が上限です（配布がない団体は届出のある加入数とします）。また、4月1日時点の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数が上限です。（ご不明な点は区の担当者までお問い合わせください。）

(4) 提出書類 「※」のついている書類は、地域振興課に提出済の場合、提出不要です。

① 交付申請

- ・令和8年度町の防災組織活動費補助金交付申請書（同封）
- ・収支予算書※
- ・事業計画書※
- ・団体の規約（変更がない場合は提出不要）※

② 実績報告（令和7年度に交付申請を行った場合は、ご提出が必須です）

- ・令和7年度町の防災組織活動費補助金実績報告書（同封）
- ・収支決算書※
- ・活動実績報告書※
- ・領収書（1件10万円以上の支出があった場合）

③ 請求

- ・請求書（交付決定後に様式を送付します）
- ・口座振替依頼書※
- ・振込口座の確認できる通帳等の写し※

なお、交付申請書及び実績報告書については、港北区役所のウェブページにデータを掲載しておりますので、必要な方は「港北区 町の防災組織活動費補助金」をウェブで検索してください。

(5) 書類提出期限

① 交付申請及び実績報告（※ご申請いただいた自治会町内会から、順次手続きを進めます）

令和8年6月30日（火）

② 請求書

交付決定通知書の到達から約2週間

(6) 注意事項

- ① 申請書の申請金額と収支予算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきますよう、お願いいたします。
- ② 実績報告書の支出金額と収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきますよう、お願いいたします。
- ③ 令和7年度に補助金の交付を受けている場合は、令和8年度に交付申請を行わない場合でも、令和7年度の実績報告書のご提出が必要です。

(7) 提出方法

総務課窓口にご持参いただくか、郵送（E-mail 含む）にてご提出をお願いいたします。

- ① 総務課窓口： 港北区役所 4階 44 番窓口
- ② 提出先： 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1 ko-bousai@city.yokohama.lg.jp
港北区役所総務課防災担当 宛

※申請及び報告書類は、令和8年度から「自治会町内会ポータル」上でご提出いただくことも可能です。

補助対象にできない経費が交付申請書・実績報告書に記載されていることがあります。補助金の交付対象事業は同封の手引に記載していますので、書類の作成にあたっては必ずご確認ください。補助対象外経費が記載されている場合は、交付する補助金の減額、交付済補助金の返還請求を行う場合がありますので、ご承知おきください。

本補助金を活用した活動や備品の購入について、補助対象かわからないなど、ご不明な点がある場合には、下記の間合せ先までご連絡ください。

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none">・ 防災訓練（地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など）の実施・ 備蓄食料・防災資機材等の購入・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成・ AED の購入（リース含む）・ 防災パトロール（※防犯パトロールは対象外です。）・ その他防災活動の一環として実施する事業 ※交付の対象となるのは、令和7（2025）年度中に実施する事業に限ります。	<ul style="list-style-type: none">・ 食糧費（お茶代・弁当代など）・ 消防団への分担金や助成事業・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動・ 防災積立金（当補助金は翌年度への持ち越しはできません。）・ 分割購入費・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動・ 防災等活動に従事した自治会町内会員に対する謝礼金、手当、菓子折等

(8) 問合せ

港北区総務課防災担当 担当：今井、渡部、中川

TEL：540-2206 / FAX：540-2209 / メール：ko-bousai@city.yokohama.lg.jp

8 情報提供

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

- ・「港北青指第 53 号」の発行について [資料 8-1]
- ・「第 31 回小机城趾まつり」ポスター・プログラムについて [資料 8-2]

9 掲示依頼

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

- ・「港北芸能大会」について [資料 9-1]
- ・よこはまぐらしナビ 4・5 月号 [資料 9-2]

3月の合同メールは3月24日（火）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索



港北区連合町内会 3月定例会 資料一覧

- 1 「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について（情報提供）【市連会報告】 [資料1]
- 2 第5期「ひっとプラン港北」完成の周知について（情報提供）[資料2]
- 3 GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について（情報提供）【市連会報告】 [資料3]
- 4 「令和8年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について（事業説明）【市連会報告】 [資料4]
- 5 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について（情報提供）【市連会報告】 [資料5]
- 6 自治会町内会ポータルサイトの運用開始について（情報提供）【市連会報告】 [資料6]
- 7-1 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について（情報提供）【市連会報告】 [資料7-1]
- 7-2 令和8年度自治会町内会現況届の提出及び地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について（周知依頼）[資料7-2]
- 7-3 「町の防災組織活動費補助金」 令和8年度交付申請及び令和7年度実績報告について（周知依頼）[資料7-3]
- 8-1 「港北青指第53号」の発行について[資料8-1]
- 8-2 「第31回小机城趾まつり」ポスター・プログラムについて [資料8-2]
- 9-1 「港北芸能大会」について[資料9-1]
- 9-2 よこはまぐらしナビ4・5月号[資料9-2]